

松戸市農業委員会総会議事録

令和4年7月8日

令和4年松戸市農業委員会7月総会議事録

松戸市農業委員会会長 椿 唯司は令和4年7月8日午後3時05分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	加藤一郎	2番	加藤正芳
3番	齋藤香	5番	山室一美
6番	山口輝雄	7番	岩佐忠夫
8番	椿唯司	9番	鈴木栄一
10番	渡邊洋子	11番	湯浅孝一
12番	杉浦昌平	13番	松戸英樹
14番	杉浦勇司	15番	渡邊慶弘
明・矢切区域	戸張嘉宣	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	小暮俊
常盤平・五香区域	山崎唯司	馬橋・小金区域	横山定勝
馬橋・小金区域	湯浅清		

1. 欠席委員

なし

1. 関係課出席職員 農政課

課長	加藤広之	主事	南貴文
----	------	----	-----

1. 事務局出席職員

事務局長	岡野衛	事務局長補	佐藤孝弘
主幹兼係長	古山和幸	主幹兼係長	武井博子

開会 午後 3時05分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和4年7月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名、推進委員が7名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号13番、松戸英樹委員、議席番号14番、杉浦勇司委員の両委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申出についてご報告します。

傍聴の申出はございませんでした。

議 長 ただいま事務局よりの報告のとおり、傍聴の申出はありませんので、早速議事に入ります。

◎議案の提出

議 長 本日の議案は、第1号から第3号となっております。

なお、報告事項につきましては、第1号から第5号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告をお願いいたします。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。

それでは、利用計画について、農政課長よろしくお願ひいたします。

農政課長 農政課の加藤です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利

用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は再設定案件4件となります。

それでは、議案第1号1番をご説明いたします。

お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。申請地につきましては、黄色の冊子でお配りしている参考資料の1ページ、2ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は五香西、現況地目は畑、面積は1,040平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は1年の設定でございます。

借受者の方は、カブ、ハウレンソウ、コマツナを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の1番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山崎委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎唯司です。

農政課長の説明でよく分かりました。再設定案件でもあり、現地も適正管理されておりますので、今後も適正管理が見込まれます。賛成したいと思います。よろしく申し上げます。

議 長 原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようでございますので、原案に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、2番について、農政課長よろしく願いいたします。

農政課長 議案第1号2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料の1ページ、2ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は五香西、現況地目は畑、面積は1,040平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は1年の設定でございます。

借受者の方は、カブ、エダマメを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の2番について内容の説明がございました。
農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山崎委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎唯司です。

農政課長の説明でよく分かりました。こちらも再設定案件であり、現地も適正管理されております。今後も適正管理が見込まれますので、賛成したいと思います。よろしくお諮り願ひいます。

議 長 ただいま山崎委員より、原案に賛成との意見がございました。
ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようでございますので、原案に賛成の農業委員の皆さん、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の2番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、3番について、農政課長よろしくお願ひいたします。

農政課長 議案第1号3番をご説明いたします。

議案書1ページの3番、参考資料の3ページ、4ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は幸田、現況地目は畑、面積は766平方メートルでございます。利用権の種類は使用賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の3番について、内容の説明がございました。
農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊慶弘委員。

渡邊(慶)委員 議席番号15番、渡邊慶弘です。

この案件に関しましては再設定でございますので、私は賛成したいと思います。お諮りください。

議長 長 ただいま渡邊慶弘委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長 ご意見がございませんので、原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の3番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、4番について、農政課長よろしくお願いいたします。

農政課長 議案第1号4番をご説明いたします。

議案書1ページの4番、参考資料の5ページから8ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は中矢切、下矢切、現況地目は畑、面積は2,005平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま農政課長より、議案第1号の4番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、平川委員。

平川推進委員 推進委員の平川正俊でございます。

ただいま農政課長の説明でよく分かりました。再設定ということで原案に賛成したいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま平川委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の4番につきましては、原案のとおり決定をいた

しました。

農政課長は公務のためここで退席いたします。ありがとうございました。

(農政課長退席)

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 令和4年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

この議案につきましては、令和4年6月10日の午後に特別審議会を開催し、審議した結果についてご審議いただくものです。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について、ご説明申し上げます。

この議案につきましては、農林水産省通知に基づき、昨年度まで『農業委員会の活動計画について』という様式で総会に上程しておりましたが、このたび令和4年2月2日付、農林水産省経営局長より、農業委員会による最適化活動の目標の設定、活動の記録、点検・評価の実施、その結果の公表・報告等の周知について通知があったことに伴い、新たな様式として千葉県を通じて国に提出するものです。

公表方法につきましては、松戸市農業委員会のホームページにおいて公表いたします。

それでは、議案書13ページ、参考資料9ページから11ページをご覧ください。

まず、参考資料9ページをご覧ください。

農業委員会の状況は、令和4年4月1日時点での農業委員会の体制、農家、農地等の概要を記載しております。

続いて、参考資料10ページをご覧ください。

ここから最適化活動の目標となっております。

まず、(1)農地の集積です。

①の表が現状及び課題です。現在の集積率は管内の農地面積に対して32.4%であり、課題として、小規模経営農業者が多いため、担い手が耕作する農地が分散し作業効率が低下しており、農地の利用集積をさらに促進する必要があります。

②が目標で、今年度の新規集積率を農地等の利用の最適化の推進に関する指針を基に2ヘクタールとしました。

次に、（２）の遊休農地の解消についてです。

最適化２つ目は、担い手への農地利用集積・集約化で、まつど農委だよりやリーフレット等を活用等し、農地の利用集積に向けた掘り起こし活動を実施し、今年度の目標は新規集約面積を２ヘクタールとしています。

①現状及び課題は、直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況は6.19ヘクタールで、課題としては、遊休農地所有者等へ適正管理指導の徹底が必要です。

②の目標は、現状の遊休農地面積の５分の１である1.2ヘクタールを解消目標面積としました。一番下の前年度に新規発生した遊休農地の解消目標面積は1.5ヘクタールです。

11ページをご覧ください。

次に、（３）新規参入の促進は、①現状及び課題として、現状は、直近３年間で新規参入者はありませんでした。課題は、農業従事者の高齢化、後継者不足などが進んでいるため、意欲のある担い手を確保することが必要です。

②の目標ですが、新規参入者への貸付け等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積として0.18ヘクタールとしました。これについては、平成28年度、29年度、30年度の３か年の権利移動面積の平均の１割以上を目標としております。

次に、最適化活動の活動目標についてです。

これは、農業委員、農地利用最適化推進委員の活動日数などを目標に掲げたものです。

（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標についてですが、１人当たりの活動日数として１カ月に13日を目標としました。また、最適化活動を行う農業委員の人数としまして、中立委員を除く13人とし、農地利用最適化推進委員の人数は全員の7人としました。

次に、（２）の活動強化月間の設定目標として、活動強化月間の設定回数を３回とし、記載のとおりのお取組を行うことを目標としました。

最後に、（３）新規参入相談会への参加目標としまして、参加回数１回、１名を参加目標としました。

以上、特別審議会における検討結果として報告させていただきます。

議長 ただいま事務局より、議案第２号について説明がございました。

それでは、農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山崎委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎唯司です。

議案第２号について、特別審議会案に賛成したいと思います。お諮り願います。

議 長 ただいま山崎委員より、特別審議会案を承認するとの意見がございました。
ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようでございます。
原案を承認する農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。
それでは、全会一致と認め、議案第2号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について
につきましては、原案のとおり承認されました。

◎議案第3号

議 長 続きまして、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
いたします。

第2審査会第2審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいた
します。

第2審査会第2審査班座長 議席番号1番、加藤一郎です。

去る7月1日金曜日、議案第3号の審査のため第2審査会第2審査班が招集され、審査会
の座長を私が担当しましたので、ご報告いたします。

当日は、山口輝雄職務代理をはじめ、渡邊洋子第2審査会副会長、湯浅清推進委員、平川
正俊推進委員と私の5名により、現地調査の上、詳細に審議をいたしましたので、その概要
及び審査会の審査結果についてご説明いたします。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため申請者及び関係人をお呼びし、聴取し
た内容を基に慎重なる審議を行ったものであることを報告いたします。

それでは、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書5ページ、議案参考資料については、13ページから14ページになります。申請地
の位置については、議案参考資料の13ページのところでございます。

申請地は1筆で、面積は522平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確
認いたしました。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

譲受人の申請理由は、経営規模を拡大するためです。

譲渡人の申請理由は、高齢で耕作が困難なためです。

譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。経営面積は7,608平方メートルであり、許可条件である50アールを超えております。また、譲受人の耕作従事日数は、申請人を含む家族4人で1,460日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えております。

所有する農機具については、耕運機1台、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、動噴1台、貨物自動車3台を所有しています。申請地を耕作するには十分であると判断いたしました。

申請地の営農計画では、キャベツ、ネギの栽培を行うとのことです。

以上、審査会では、議案第3号について慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものではないこと、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと思慮できること。これをもって許可すべきとの意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま加藤一郎座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、鈴木委員。

鈴木委員 議席番号9番、鈴木榮一でございます。

座長の説明でよく分かりましたし、権利者は常日頃、自作農地も適正に管理しておりますので、私は当議案には賛成したいと思います。お諮りください。

議長 長 ただいま鈴木委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、本委員会といたしましては許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号は許可することに決定をいたしました。

◎報告事項

議 長 続きますして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書7ページ、報告事項1から19ページの報告事項5についてご報告させていただきます。

まず、7ページ、報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による農地転用届出についてですが、相続による所有権移転により1件の届出を受理しました。なお、あっせん希望はありませんでした。

次に、9ページから11ページ、報告事項2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてですが、11ページの一番下に記載のとおり、5月分として田1件、997平方メートル、畑18件、7,894平方メートル、合計19件、8,891平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、13ページから16ページ、報告事項3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、16ページの一番下に記載のとおり、田10件、3,369平方メートル、畑24件、1万8,417平方メートル、合計34件、2万1,786平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、17ページ、報告事項4 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者証明書2件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書2件を交付しました。

次に、19ページ、報告事項5 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格化法人の報告についてですが、記載のとおり、1件の農地所有適格化法人報告書を受理しました。

事務局からの報告は以上です。

議 長 ありがとうございます。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和4年7月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時35分